

軽井沢 発着

バスで行く、 「愛妻の日」イベント スノーシュー&星空観賞会 in 万座温泉 1泊2日



もう一度、
私をスキーに
連れてって。



ご旅行期間 **平成30年1月31日(水)~2月1日(木)**

万座温泉は、標高1800メートルの高地にあり、かつ濃度の高い硫黄泉が湧き出す日本有数の温泉場。雄大な眺望と大自然に恵まれた「星に一番近い温泉」といわれており、古くから多くの人に愛されています。

※写真は全てイメージです



【星空観賞会】



【日進館】



【万座プリンスホテル】

☆初開催！「愛妻の日」イベントに参加！

「愛妻家の聖地」(※) 婦恋村で初開催となる「愛妻の日」イベントに参加。神秘的な雪の世界を探検するスノーシューツアーと、都会では見る事のできない満天の星空観賞会。素敵な2本立てのイベントです。

※日本愛妻家協会公式サイト：<http://www.aisaika.org/>

※星空は天候によりご覧いただけない場合や悪天候の場合は中止となる場合があります。

☆軽井沢発着！

イベントには参加したいけど、雪道の運転は不安…という方も安心！軽井沢駅までお越しいただければ、イベント会場までらくらく。2日目の観光の後も、軽井沢駅までお送りします。

☆「愛妻の日」限定特別ランチ！

「軽井沢1130」愛妻家シェフによる、愛妻の日限定の特別メニューのランチをご用意！

☆映画の舞台になったスキー場！

映画「私をスキーに連れてって」のロケ地「万座温泉スキー場」に、2日目は4時間滞在。丸一日はちょっと長いかも…という方にちょうどいい滞在時間です。

☆選べる2つのお宿！

宿泊は、万座温泉を代表する2つのお宿からお選び頂けます。おふたりの好みに合ったお宿で素敵な思い出を作ってください。

【日進館】夕食時にハーフワインをご用意

【万座プリンスホテル】ホテルオリジナル徳利に入った焼酎をプレゼント

ご旅行代金
(おひとりさま・税込)

14,800円

ご旅行代金に含まれるもの

- 旅程表記載の交通費、有料道路代
- 宿泊代及び諸税・サービス料
2名1室利用
日進館・・・和室（トイレ付）
万座プリンスホテル・・・洋室（バス・トイレ付）
- 食事代（朝1回・昼1回・夕1回）
- 行程内の入場拝観料 ● 添乗員費用

ご旅行代金に含まれないもの

- ご集合場所までの交通費
- スノーシュー、スキー等のレンタル料
- 定員未満の利用の場合の追加料金
- 写真代、電話代等の個人的性格の費用
- 旅館内でご利用になる個人的な費用

募集人員

30名(最少催行人員2名)

締切日

平成30年1月22日(月)

利用予定バス会社

群北観光バス

利用予定ホテル

日進館 または 万座プリンスホテル

添乗員

同行します

<企画協力> 婦恋村、万座温泉スキー場、日本愛妻家協会

旅行企画・実施【お問い合わせ・お申し込み】

近畿日本ツーリスト ぐんま支店

〒370-0831 群馬県高崎市あら町167 高崎第一生命ビル2階 TEL: 027-325-2201

FAX: 027-325-6048 (平日/9:00~17:45土日祝・年末年始休) 総合旅行業取扱管理者 遠藤康弘、日川直樹

* 休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。



旅行業公正取引
協議会会員



観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員
ポイント保証会員 旅行業公正取引協議会会員

月日(曜)	行程表	食事・宿泊地
1/31 (水)	軽井沢駅 (10:00集合) == (途中昼食) == 万座温泉観光協会 (12:30集合) ……スノーシュー体験 (13:00～15:30) == 宿泊先にチェックイン後、自由行動 (15:45～17:45) == 星空観賞会 (18:00～18:30) 終了後、バスにてホテルへ (18:45頃) 万座温泉泊	朝:- 昼:○ 夕:○ 万座温泉 日進館 または 万座プリンスホテル
2/1 (木)	ホテル (9:00出発) == 万座温泉スキー場 (10:00～14:00 * 昼食各自) == 鬼押し出し園 (14:30～15:20) == 軽井沢アウトレット (16:00～17:30) == 軽井沢駅 (17:45到着予定) 到着後、解散	朝:○ 昼:- 夕:-

ご旅行条件書 (国内旅行)

■お申し込み

(1)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更 (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。(2)奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日時から8日までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日時から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合、取消料はいただきません。(一部例示)

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

■お申し込み・お問い合わせ 近畿日本ツーリスト(株)ぐんま支店 TEL027-325-2201/FAX027-325-6048 営業時間/9:00～17:30(土・日・祝日休)

申込書 近畿日本ツーリスト(株)ぐんま支店御中

上記パンフレットに記載の条件に同意します。

また旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内で運送・宿泊機関・本ツアーでの提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

代表者	フリガナ		男・女	才	電話	〒	-	携帯	電話
	氏名								
同行者	フリガナ		男・女	才	住所				
	氏名								

③申込条件の不適合

- ④病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証 旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは記載の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話・番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社およびご旅行をお申し込んだ受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきますこととあります。(4)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1名当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■募集型企画旅行契約約款について この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

■総合旅行業取扱管理者 総合旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に關する責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業取扱管理者にご質問ください。

パンフレット作成基準日：2017年12月22日

0430-00-00-0000

申込日 平成 年 月 日